

医療型短期入所事業所開設支援事業について

1. 医療型短期入所とは

- 概要：「医療型短期入所」は1日～数週間、入浴・排せつ・食事のほか必要な医療的ケアや介護を提供するサービスのことです。
- 実施主体：病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院
- 対象者：市町村から支給決定された医療的ケア児者、重症心身障害児者
- 利用目的：
 - ・介護者が休息・息抜きしたい時(レスパイト)
 - ・介護者に冠婚葬祭・用事・仕事がある時
 - ・きょうだいとの時間確保、他の家族の介護
 - ・家族の急病や事故などの緊急時 など

2. 県内の医療的ケア児者の現状について

- ・医療型短期入所事業の指定を受けている事業所は県内で13箇所となっており、全県で十分な数が確保出来ておらず、サービスを利用したくても容易に利用できない状況が生じている。
- ・地域についても偏在しており、長時間かけて医療型短期入所を利用するケースもあり、対象児者や保護者の負担が大きい。
- ・各圏域に1床でも受け入れ先があれば、保護者の安心に繋がり、対象児者の在宅生活の限界点を高めることが可能になる。

⇒対象者が安心して地域で生活を継続できるよう、**受入れ機関の整備が喫緊の課題**



3. 県としての取り組み

①医療型短期入所事業所設備整備事業

病院、診療所又は介護老人保健施設が、医療型短期入所事業を開始するにあたり必要となる備品の整備費用を助成します。

[補助対象] 障害児(者)受入用の備品
※ただし、利用者の支援に直接関係する備品に限る

[補助率] 1/2

[基準額] 単独型及び併設型 1,000千円/床(上限5,000千円)
空床型 1,000千円/施設

※事業所形態について

- ・単独型…病院等以外に設けられた短期入所専用の事業所
- ・併設型…病院等に併設された短期入所事業所
- ・空床型利用型…病院等の利用されていない居室を利用して行う



小児用ベッド(イメージ)



シャワートローリー・ストレッチャー(イメージ)

3. 県としての取り組み

②医療型短期入所事業所開設支援事業

医療型短期入所事業所を開設する医療法人等の掘り起こしや開設予定の事業所に対する研修を委託により実施する。

(1)説明会

県内の病院、介護老人保健施設等(以下「医療機関等」という。)に対し、医療型短期入所の制度や支援についての理解を深めるため、障害福祉全般の説明や運営方法等を内容とした説明会を行う。

(2)訪問支援

個別に病院や介護老人保健施設等に訪問し、医療型短期入所事業の制度内容や開設までのフロー等を説明し、事業所の開設を支援する。

(3)他施設視察

医療型短期入所事業所の開設を検討している医療機関等に同行して、既に事業を行っている施設で現地視察を行う。

(4)実技研修

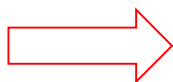
新たに医療型短期入所を開始する医療機関等の看護師等が医療的ケア児への対応を適切に行えるよう、実技研修を行う。

障害児通所支援事業所の指定申請・更新等について

新規指定申請

①申請書類の作成

- ・指定申請を行う法人は、県HPの「申請様式一覧」から様式をダウンロードし申請書類を作成してください。
- ・「書類一覧」に掲載しているすべての書類のご提出が必要となります。



2.指定申請

指定申請の流れ

■(1)申請書類の作成

指定申請を行う法人は、上記関係法令等を理解したうえで、「2.申請様式一覧」から様式をダウンロードし申請書類を作成してください。

■(2)事前相談・申請

申請書類が登ったら事前相談のための来庁日時について電話予約を行ってください。(遅くとも開設予定月の前月5日頃までには第1回目の事前相談にお越しください)

事前相談では、支援の具体的な内容や利用者見込みの根拠など直接お聞きしながら書類の内容を確認し、補正等を行います。必ず申請法人の方、開設予定事業所に配置予定の管理者又は児童発達支援管理責任者の候補者がお越しください。

申請書類は開設予定月の前月15日(厳守)までに提出してください。また、写真は実際に支援ができる状態のものを添付してください。

■(3)指定審査・指定

申請の受付後、再度内容を確認し審査を行い、指定要件を全て満たしている場合に、事業所指定通知等を月末までに申請法人あて発送します。指定は毎月1日です。

申請様式一覧

該当サービスの書類一覧で必要書類を確認し、様式をダウンロードの上作成してください。様式がないものは任意形式で作成ください。

| 書類一覧 | ※一覧も申請時に提出が必要です。 |
|-------|--|
| | • Excel 障害児通所支援(新規指定) (エクセル:16.4KB) |
| | • Excel 障害児通所支援(指定更新) (エクセル:15.5KB) |
| | • Excel 福祉型障害児入所施設 (エクセル:16.7KB) |
| | • Excel 医療型障害児入所施設 (エクセル:16.5KB) |
| 指定申請書 | • Excel 指定申請書 (エクセル:33KB) |
| | • Excel (別紙) 既に指定を受けている事業等 (エクセル:22KB) |

新規指定申請

②事前相談(前月5日頃までに)

- ・事業開始の1～2か月程度前までに担当者へ電話連絡の上、事前相談の日程調整を行ってください(遅くとも**事業開始の前月5日頃まで**には事前相談にお越してください。)
- ・事前相談では申請書類の確認等を行います。また、開設予定事業所に配置予定の児童発達支援管理責任者の方との面談を行いますので、**必ず児発管の方に来庁いただく必要があります。**

新規指定申請

③書類提出(前月15日までに)

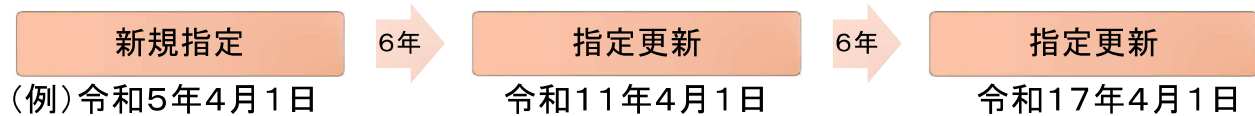
- ・**事業開始の前月15日まで**に必要な書類をすべて揃え、申請書を提出してください。
 - ※郵送の場合、15日必着でご提出いただく必要があります。
 - ※15日が休日の場合、翌営業日が提出期限となります。
- ・書類に不備等がある場合、申請を受理できなくなる可能性があります。

④審査・指定

- ・審査の結果、指定要件を満たしている場合には指定通知書を発送します。

指定更新

- 指定は有効期限を6年としており、6年ごとに更新が必要となります。



- 指定有効期限の1～2か月前までに申請書類を提出してください。
- 多機能型事業所で、サービスごとの指定時期が異なる場合でも、指定更新は同じタイミングで行うことができます。
(例) 児童発達支援を令和5年4月1日に開始し、その後令和6年4月1日に放課後等デイサービスを追加し多機能型事業所となった場合、児童発達支援の指定更新日である令和11年4月1日に両方のサービスの更新が可能です。

変更届について

- 報酬が上がる加算の変更(加算の新規取得、区分が上がる等)
→変更する月の前月15日までに提出
※郵送の場合、15日必着でご提出いただく必要があります。
※15日が休日の場合、翌営業日が提出期限となります。
- その他の変更(管理者、児発管、運営規程、定員等の変更)
→変更の日から10日以内に提出

参考(県ホームページ)

■新規指定・更新・変更等の手続

「障害児通所支援及び障害児入所支援の指定・変更等の手続」

URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/jigyoushamuke/jidou/youshiki.htm>

→「千葉県 障害児 指定」で検索